



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月23日金曜日 第2573号

## ◇ 目次 ◇

地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	407
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(4件).....	(森林整備課) ...	407
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	408
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	408
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正.....	(建築住宅課) ...	408
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	409
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	(東予地方局管理課) ...	412
道路の供用開始(県道新居浜別子山線).....	( " ) ...	412
土地改良区役員の就退任の届出(6件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	412
土地改良区役員の氏名の変更の届出.....	( " ) ...	414
指定居宅サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	414
指定居宅介護支援事業者の指定.....	( " ) ...	415
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	415
指定居宅介護支援事業の廃止.....	( " ) ...	415
指定介護老人福祉施設の指定.....	( " ) ...	415
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ...	416

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第634号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年5月23日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	日土町6番耕地の一部	平成24年度から平成25年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿
西条市	大浜の一部・福武の一部	平成23年度から平成24年度まで	西条市の地籍図及び地籍簿

#### 2 認証年月日

平成26年5月23日

### ○愛媛県告示第635号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年5月23日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

喜多郡内子町上川3170の1(次の図に示す部分に限る。)、1924、1925、1926の2、1931、1936、3170の2、3172から3174まで、3215

#### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第636号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年5月23日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

平成9年7月24日農林水産省告示第1214号(四に係るものに限る。)

#### 2 変更に係る指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 は次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大  
 洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第637号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森  
 林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第  
 30条の規定により告示する。  
 平成26年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林と  
 して指定された目的  
 平成 8 年 9 月 11 日農林水産省告示第1482号(三に係るものに限  
 る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 は次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子  
 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第638号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森  
 林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第  
 30条の規定により告示する。  
 平成26年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林と

○愛媛県告示第641号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により株式会社建築構造センターから住所及び構造計算適合性判定の  
 業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定(平成23年10月愛媛県告示  
 第1252号)の一部を次のように改正し、平成26年 5月26日から施行する。  
 平成26年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 名称及び住所 省略 東京都新宿区新宿一丁目8番1号		1 名称及び住所 省略 東京都新宿区新宿二丁目1番2号	
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	
名称	事務所の所在地	名称	事務所の所在地
本 社	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	本 社	東京都新宿区新宿二丁目1番2号
省略		省略	
長崎事務所	長崎県長崎市万才町3番4号	長崎事務所	長崎県長崎市万才町6番33号
省略		省略	

沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

沖縄事務所 沖縄県浦添市字城間3019番地

○愛媛県告示第642号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年5月23日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社ヤスノリ  
今治市八町西四丁目1番6号  
代表取締役 越智 康行

2 事業場の名称及び所在地

株式会社ヤスノリ  
西条市国安1273番地8

3 特定施設に関する事項

(1) 高圧チーズ染色機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第19号ト 染色施設	
特定施設の能力	1回当たり50キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.2 最大 7.8～10.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 557 最大 600
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 6 最大 8	

(2) 高圧チーズ染色機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第19号ト 染色施設	
特定施設の能力	1回当たり100キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.2 最大 7.8～10.7
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 557 最大 600
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 12 最大 16	

(3) 高圧チーズ染色機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第19号ト 染色施設	
特定施設の能力	1回当たり200キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 557 最大 600
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 28 最大 32

(4) 高圧チーズ染色機

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第19号ト 染色施設	
特定施設の能力	1回当たり1,000キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 557 最大 600
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 100 最大 120

(5) 連続水洗機

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第19号リ のり抜き施設	
特定施設の能力	1日当たり3,240キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.2~9.2 最大 6.9~10.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 64
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.3 最大 2.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.9 最大 22.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.19 最大 3.30
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 622 最大 784

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) オゾン脱色処理装置

設 置 年 月 日	平成5年4月1日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理
処 理 施 設 の 型 式	オゾン脱色
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	1塔当たり直径1.5メートル 高さ5.0メートル(2塔)
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり30立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	オゾン脱色処理
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間 歇
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7	通常 9.2 最大 7.8~10.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 557 最大 600	通常 557 最大 600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.2 最大 15.0	通常 13.2 最大 15.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0	通常 20.0 最大 40.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00	通常 4.00 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 24 最大 30	通常 24 最大 30	

(2) 活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	昭和62年 4月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理及び三次処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 17.95メートル 横 12.1メートル 高さ 6.0メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり286立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥、接触酸化及び凝集沈殿処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.2 最大 7.8~10.7	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 555 最大 598	通常 20.0 最大 30.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.3 最大 15.2	通常 8.0 最大 10.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 40.0	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.00 最大 6.00	通常 4.00 最大 6.00

りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4.00	通常	2.00
	最大	6.00	最大	3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	228.8	通常	228.8
	最大	286.0	最大	286.0

(3) pH調整放流槽

設 置 年 月 日	昭和62年 4月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 6.2メートル 横 2.2メートル 高さ 2.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり991立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.6	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 11.0	通常 8.0 最大 11.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0	通常 3.0 最大 4.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.00 最大 3.00	通常 2.00 最大 3.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 792.8 最大 991.0	通常 792.8 最大 991.0

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 11.0

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 4.0
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10.0 最大 20.0

りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 792.8 最大 991.0

○愛媛県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市中西町1535番39から 同町1535番38まで	旧	メートル 27.2～11.0	キロメートル 0.073	
			新	27.2～11.0	0.073	

○愛媛県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市中西町1535番39	平成26年 5月23日

○愛媛県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年 5月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 岡 透	東温市南野田475番地

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目2番15号
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目5番25号
"	佐 藤 幸 久	松山市朝生田町三丁目4番25号
"	松 本 誠 一	松山市朝生田町三丁目5番18号
"	大 西 基 治	松山市朝生田町四丁目1番19号
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目6番8号
"	白 石 博 行	松山市朝生田町三丁目6番5号
監 事	松 本 俊 一	松山市朝生田町一丁目15番17号
"	松 本 淳 一	松山市朝生田町三丁目5番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町二丁目2番15号
"	松 本 俊 一	松山市朝生田町一丁目15番17号
"	佐 藤 幸 久	松山市朝生田町三丁目4番25号
"	朝 野 芳 雄	松山市朝生田町七丁目8番28号
"	大 西 基 治	松山市朝生田町四丁目1番19号
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目6番8号
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目5番25号
監 事	松 本 淳 一	松山市朝生田町三丁目5番32号

○愛媛県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

〃	松 本 誠 一	松山市朝生田町三丁目 5 番18号
---	---------	-------------------

○愛媛県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番 5 号
〃	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番 1 号
〃	有 光 晃	松山市古川南二丁目13番21号
〃	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
〃	高 市 茂	松山市古川南二丁目17番15号
〃	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目 6 番19号
〃	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4 番 6 号
〃	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番 8 号
〃	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目 1 番 3 号
〃	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番24号
〃	今 村 祐 一	松山市古川南二丁目17番30号
〃	堀 内 英 昭	松山市古川北四丁目10番21号
〃	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目 2 番11号
〃	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番18号
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目 7 番12号
〃	大 西 憲 治	松山市古川南二丁目16番31号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番 5 号
〃	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番 1 号
〃	有 光 晃	松山市古川南二丁目13番21号
〃	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
〃	高 市 茂	松山市古川南二丁目17番15号
〃	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目 6 番19号
〃	松 本 健 一	松山市古川西三丁目 4 番 6 号
〃	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番 8 号
〃	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目 1 番 3 号
〃	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番24号
〃	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番 1 号
〃	堀 内 英 昭	松山市古川北四丁目10番21号
〃	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目 2 番11号
〃	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番18号
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目 7 番12号
〃	西 堀 正 和	松山市古川南三丁目22番26号

○愛媛県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任

した旨の届出があった。

平成26年 5月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳ノ内 方 文	松山市安城寺町1596番地
〃	本 田 和 美	松山市安城寺町1645番地
〃	芳之内 正 幸	松山市安城寺町993番地
〃	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717番地 4
〃	渡 部 潤一郎	松山市安城寺町1229番地
〃	佐 野 建 典	松山市安城寺町1108番地
〃	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218番地
〃	渡 部 孝 志	松山市安城寺町1345番地 2
〃	氏 川 栞 三	松山市安城寺町161番地 3
〃	滝 本 久 志	松山市安城寺町1325番地 3
〃	野 本 正 志	松山市安城寺町1233番地
〃	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048番地 8
〃	宮 本 弘	松山市安城寺町1099番地
〃	乘 松 昭 夫	松山市安城寺町1095番地
〃	有 田 元一郎	松山市安城寺町1244番地
〃	白 石 雄 一	松山市安城寺町1533番地 2
〃	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057番地
監 事	渡 部 延 樹	松山市安城寺町1230番地
〃	木 村 昇	松山市安城寺町698番地
〃	洲之内 長	松山市安城寺町1206番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	遠 藤 宗 敏	松山市安城寺町975番地 2
〃	本 田 昭 二	松山市安城寺町1652番地
〃	芳之内 正 幸	松山市安城寺町993番地
〃	赤 沼 隆 男	松山市安城寺町717番地 4
〃	渡 部 潤一郎	松山市安城寺町1229番地
〃	佐 野 建 典	松山市安城寺町1108番地
〃	野 本 雅 敬	松山市安城寺町1218番地
〃	渡 部 孝 志	松山市安城寺町1345番地 2
〃	氏 川 栞 三	松山市安城寺町161番地 3
〃	重 松 和 彦	松山市安城寺町1221番地
〃	矢 野 徹	松山市安城寺町1580番地
〃	田 所 政 臣	松山市安城寺町1048番地 8
〃	芳之内 省 平	松山市安城寺町1286番地
〃	乘 松 昭 夫	松山市安城寺町1095番地
〃	渡 部 延 樹	松山市安城寺町1230番地
〃	白 石 雄 一	松山市安城寺町1533番地 2
〃	門 田 尚 夫	松山市安城寺町1057番地
監 事	滝 本 久 志	松山市安城寺町1325番地 3
〃	木 村 昇	松山市安城寺町698番地
〃	洲之内 長	松山市安城寺町1206番地

○愛媛県告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 道 滋	松山市小栗五丁目 6 番15号
"	友 澤 光 則	松山市小栗五丁目 9 番20号
"	澤 田 悟	松山市小栗三丁目 4 番43号
"	新 家 稔	松山市雄郡一丁目 2 番 2号
"	竹 嶋 秀 明	松山市小栗二丁目 4 番 8号
監 事	澤 田 茂	松山市小栗三丁目 4 番40号
"	神 野 邦 彦	松山市小栗六丁目 8 番 5号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	友 澤 道 滋	松山市小栗五丁目 6 番15号
"	友 澤 聡	松山市小栗五丁目 3 番 8号
"	友 澤 光 則	松山市小栗五丁目 9 番20号
"	澤 田 悟	松山市小栗三丁目 4 番43号
"	神 野 邦 彦	松山市小栗六丁目 8 番 5号
"	新 家 稔	松山市雄郡一丁目 2 番 2号
"	松 本 敏	松山市小栗七丁目10番39号
監 事	澤 田 茂	松山市小栗三丁目 4 番40号
"	竹 嶋 秀 明	松山市小栗二丁目 4 番 8号

○愛媛県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1

○愛媛県告示第652号

介護保険法（平成 9年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年 5月23日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ロビン	デイスパ駒鳥	愛媛県宇和島市和豊東町三丁目 2 番 3号	平成26年 4月 1日	通所介護
合同会社安	ヘルパーステーションあかね丸	愛媛県南宇和郡愛南町岩水162番地	平成26年 4月 1日	訪問介護
株式会社ベルワイド	おる d e 新町短期入所生活介護事業所	愛媛県八幡浜市字新町272番地 1	平成26年 4月 1日	短期入所生活介護

"	山 内 政 之	東温市見奈良989番地 1
"	林 茂	東温市見奈良1025番地
"	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
"	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地
"	池 川 孝 文	東温市見奈良518番地 6
"	池 川 進	東温市見奈良1012番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006番地 1
監 事	池 川 武 臣	東温市見奈良974番地 1
"	池 川 勝 司	東温市見奈良354番地 1
"	池 川 伸 良	東温市見奈良566番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006番地 1
"	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	池 川 静 雄	東温市見奈良257番地
"	池 川 勝 司	東温市見奈良354番地 1
"	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	佐 伯 勝 永	東温市見奈良1008番地
"	林 茂	東温市見奈良1025番地
"	池 川 忠 徳	東温市見奈良261番地 1
監 事	池 川 進	東温市見奈良1012番地
"	池 川 武 臣	東温市見奈良974番地 1

○愛媛県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成26年 5月23日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
監 事	竹 嶋 秀 明	竹 嶋 秀 明

社会福祉法人友愛会	短期入所生活介護事業所希望ヶ丘荘アネックス	愛媛県大洲市菅田町菅田丙495番地34	平成26年 4月 1日	短期入所生活介護
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	短期入所生活介護事業所寿楽苑	愛媛県西予市城川町魚成7026番地 1	平成26年 4月 1日	短期入所生活介護
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	デイサービスセンター寿楽苑	愛媛県西予市城川町魚成7026番地 1	平成26年 4月 1日	通所介護

## ○愛媛県告示第653号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成26年 5月23日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人優悠会	門田医院	愛媛県西宇和郡伊方町三崎1442番地	平成26年 4月15日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第654号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年 5月23日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社ロビン	デイスパ駒鳥	愛媛県宇和島市和豊東町三丁目2番3号	平成26年 4月 1日	介護予防通所介護
合同会社安	ヘルパーステーションあかね丸	愛媛県南宇和郡愛南町岩水162番地	平成26年 4月 1日	介護予防訪問介護
株式会社ベルワイド	おるde新町短期入所生活介護事業所	愛媛県八幡浜市字新町272番地 1	平成26年 4月 1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人友愛会	短期入所生活介護事業所希望ヶ丘荘アネックス	愛媛県大洲市菅田町菅田丙495番地34	平成26年 4月 1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	短期入所生活介護事業所寿楽苑	愛媛県西予市城川町魚成7026番地 1	平成26年 4月 1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	デイサービスセンター寿楽苑	愛媛県西予市城川町魚成7026番地 1	平成26年 4月 1日	介護予防通所介護

## ○愛媛県告示第655号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 5月23日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
きくぞのケアパーク株式会社	きくぞのケアパーク居宅介護支援事業所吉田	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲71番地 1	平成26年 4月18日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第656号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成26年 5月23日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護老人福祉施設の 開設者 の 名称	指定介護老人福祉施設		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人友愛会	特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘アネックス	愛媛県大洲市菅田町菅田丙495番地34	平成26年 4月 1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	特別養護老人ホーム寿楽苑	愛媛県西予市城川町魚成7026番地 1	平成26年 4月 1日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第657号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 5月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務の委託	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成26年 3月31日	住友電工システムソリューション株式会社 大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号	54,000,000円	一般競争入札	平成26年 2月18日